

後見センターだより（第49回）

1 はじめに

市民後見人について、大阪府下の現状をみますと、統計¹によれば、令和6年4月1日時点での大阪府における市民後見人の養成者数（累計）は1277人、市民後見人の登録者数は652人であり、これは前者が全国5位の、後者が全国3位の数字ですから、市民後見人の養成・登録については積極的に進められているといえます。他方で、同じ統計によれば、上記時点での市民後見人の成年後見人等の受任者数及び受任件数はいずれも168件ですので、実際に後見人として活動している市民後見人は、登録者数の25%程度にとどまっているといことになります。大阪府下において専門職後見人から市民後見人へのリレーのスキームが整備されていることや、後見センターではリレー検討書面²の作成・提出を求めることで専門職後見人に市民後見人へのリレーを積極的に考えてもらおうという取組を行っていることは、本連載第44回で紹介したとおりですが、上記のような登録者数に対する受任者数及び受任件数の割合からすると、市民後見人の活躍の場はまだまだ足りていません。リレーの推進もまだまだ不十分であり、「市民後見人がふさわしい事案」に市民後見人を選任するための検討がなお求められる状況にあるといえます。このような状況の背景には、専門職後見人の間でも、市民後見人はどういう活動ができるのかといった点や、「市民後見人がふさわしい事案」についての認識が十分に広まっていないこともあるのではないかと考えているところです。「市民後見人がふさわしい事案」を的確に論ずるには、まずは、大阪府下における市民後見人の養成や活動の実際について知り、「市民後見人がどのような人で、どのような活躍を期待できるのか」を出発点として考える必要があるものと思われま

¹ 厚生労働省「令和6年度 成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）」ii頁、47頁

² 別紙の「市民後見人へのリレーについて（専門職後見人へのお尋ね）」を「リレー検討書面」という。

そこで、今回は、大阪府下における市民後見人のスキルや志の高さなどを皆様に知ってもらった上で、改めて「市民後見人がふさわしい事案」について考えてもらうべく、後見センターからみた大阪府下における市民後見人の養成や活動の実際をご紹介します。

5

2 大阪府下における市民後見人の養成や活動の実際

(1) 大阪府下における市民後見人の理念と特色

後見センターでは、大阪府下の市民後見人について、その養成過程や活動実績等から、「地域住民が、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目的とした、地域福祉の担い手となる」という理念をもって養成され、活動しているとみています。これは、後見人等の担い手が不足することからその担い手となるべく市民を育てようという発想にとどまるようなものではありません。こうした理念の下で養成され、活動する大阪府下の市民後見人には、次のような五つの特色があるということが出来ます。

その一つ目は、市民と行政や専門職との協働です。その活動は、市民後見人だけの活動として完結せず、他との連携や協働が予定されています。二つ目は、地域における支え合いです。支援が必要な方と同じ地域に住んでいる人がその支援者となって、その生活を支援していくということが、大阪府下の市民後見人の肝とされています。三つ目は、市民の感覚や目線による活動です。大阪府下の市民後見人は、支援が必要な方に寄り添い、市民の感覚や目線でその意思をくみ取って本人の意思を実現していく役割を担うものとされ、そのための訓練（養成）を受けています。四つ目は、きめ細やかな活動です。大阪府下の市民後見人は、上記のような市民感覚での活動の帰結として、支援が必要な方の意思に沿ったその人らしい生活を継続するためのきめ細かい活動を行っています。五つ目は、ボランティア精神です。地域福祉の担い手として地域のために活動するというところに重きを置く大阪府下の市民後見人は、無報酬でその

25

活動を行っています。

(2) 大阪府下における市民後見人の養成の広がりとは歴史

大阪府下では、令和6年度時点において、24の市町³で市民後見人の養成を実施しています。各自治体がそれぞれ単独で行うのではなく、大阪府下を挙げての「オール大阪体制」で養成に当たっているというのが大きな特色です。

市民後見人養成の始まりとして、大阪市では、平成18年に大阪市後見的支援研究会が発足し、この研究会において行政の担当者と三士会⁴所属の専門職とが市民後見人育成の必要性等を議論して、同年から同市において市民後見人の養成が始められたようです⁵。この研究会の成果として、大阪市では、平成19年6月に市民後見人の活動を支援するなどのための大阪市成年後見支援センターが開設され、平成20年1月に大阪市における市民後見人の第1号が選任されています⁶。他方、大阪府においても、平成15年度には三士会や大阪府社協⁷の協力を得る形で大阪成年後見制度研究会を発足させ、平成23年度には岸和田市において市民後見人の養成を始めています⁸。その後、大阪府下

³ 大阪市（平成18年度～）、岸和田市（平成23年度～）、豊中市、高槻市、富田林市、河内長野市、泉南市、阪南市、忠岡町、岬町（以上、平成24年度～）、池田市、東大阪市、羽曳野市、大阪狭山市、堺市（以上、平成25年度～）、八尾市、泉佐野市（以上、平成26年度～）、貝塚市、田尻町（以上、平成27年度～）、枚方市、茨木市（以上、平成28年度～）、熊取町（平成29年度～）、門真市（平成30年度～）、和泉市（令和6年度～）

⁴ 大阪弁護士会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪社会福祉士会

⁵ 大阪市成年後見支援センター監修・市民後見人の理念と実際 市民と専門職と行政のコラボレーション27頁「第2章〈座談会〉市民後見人の誕生を支えたもの」、大阪市後見的支援研究会「大阪市後見的支援研究会報告書～成年後見制度を有効に活用するしくみづくりに向けた提言～」

⁶ 藤原一男「大阪市における市民後見人養成とその活動支援の状況」（実践成年後見32号49頁）、大島雅弘「大阪家庭裁判所における市民後見人の選任・監督の現状と課題」（実践成年後見86号23頁）

⁷ 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

⁸ 守田歩美、堤添隆弘「大阪府における市民後見人の養成と活動支援等」（実践成年後見60号25頁）

の市町に市民後見人養成の動きが広まっていくことになります。

(3) 大阪府下における市民後見人の活動支援

大阪府下においては、大阪市は大阪市社協⁹に、堺市は堺市社協¹⁰に、その他の市町は大阪府社協に、それぞれ委託をして市民後見人の活動支援を実施しています。この三つの社協が足並みをそろえ、また、それぞれに三士会が協力することによって、同じ研修を行うことで市民後見人となるべき者を養成するとともに、どの市町の市民後見人であっても同様の支援を得ることができるような体制が整えられています。これを「オール大阪体制」と呼んでいます。こうした強力なバックアップ体制により大阪府下における市民後見人の活動は支えられているのです。

オール大阪体制で行われている大阪府下の市民後見人の活動支援は、大きく分けて、①市民後見人の養成（担い手を増やす）、②受任者調整（適切な事案が担当できるように調整する）、③日常の活動支援（実際の後見活動をサポートする）の三つの柱から成ります。その概要は、次のとおりです。

ア 市民後見人の養成

大阪府下において市民後見人になろうとする者は、まず、オリエンテーション¹¹を受け、成年後見制度の概要や市民後見人とは何かについて学びます。その上でなお市民後見人を志す者が養成講座への申込みをします。養成講座は、主として、基礎講習¹²と実務講習¹³とに分かれます。基礎講習は、基礎的な知識の習得を目指した授業を受けることが中心の講習です。実務講習は、より実践的に後見人の事務を学ぶ授業を受けるほか、グループワークで意思決定支援を中心とした事例検討を行うなどします。実務講習は内容が

⁹ 社会福祉法人大阪市社会福祉協議会

¹⁰ 社会福祉法人堺市社会福祉協議会

¹¹ これまでのところ2時間程度のカリキュラムが予定されているようである。

¹² これまでのところ19時間程度のカリキュラムが予定されているようである。

¹³ これまでのところ24時間程度のカリキュラムが予定されているようである。

高度なものとなりますので、受講者は、その復習を兼ねて、更に動画を視聴するフォローアップ講習¹⁴を受け、確認テストを受けることとなります。実務講習中には、上記のほか、施設で実際にお年寄り等の支援をする施設実習も行われます。基礎講習と実務講習の最後には、それぞれ受講者の面接選考が行われます。受講者は、こうした講習を受けて合格して初めて市民後見人となるべき資格を獲得し、市民後見人バンクに登録されることとなります。

大阪府下では、以上のような手厚い指導によって市民後見人となるべき者の高いレベルを維持しているのですが、それにとどまらず、受講の態度やグループワークでの働きぶり、各面接選考での受け答えの内容等から、受講者それぞれの個性や特性を把握することで、そのような情報について、後の受任者調整の場面で、その事案における本人の状況等に応じた適切な候補者を選ぶための重要な資料としています。

イ 受任者調整

受任者調整は、首長申立てにおける首長や後見人選任時における家庭裁判所のほか、専門職後見人が当該事案について市民後見人（へのリレー）が相当と考える場合に行われます。受任者調整では、まず、その事案について市民後見人が受任するのに相当な事案かどうか判断されます。相当な事案ということになれば、次に、その事案に適任と考えられるバンク登録者をマッチングするという作業が行われます。こうした作業は、受任者調整会議という会議体で行われます。マッチングに当たっては、地域における支援という観点からバンク登録者の住所が考慮されるほか、バンク登録者がどのような人物なのか、つまり、その養成の際に把握された登録者それぞれの個性や特性を重要な考慮要素とした実質的な検討を経て、その事案に適任と考えられる候補者を選んでいくこととなります。このように、大阪府下における受任

¹⁴ これまでのところ6時間程度のカリキュラムが予定されているようである。

者調整では、名簿の順に受任できるかどうかを打診してこれを受けた者を選任するといった扱いは格段に違った手厚い手続が行われており、こうした面からも市民後見人への支援が行われているということが出来ます。

ウ 日常の活動支援

5 日常の活動支援は、次の三つの場面で行われています。

一つ目は、日常相談です。市町の担当者や中核機関の職員が、日常的に市民後見人からの相談に応じており、その必要があれば、相談を専門職につないでアドバイスを受けるということも行われます。二つ目は、家庭裁判所への報告の場面における支援です。大阪府下における市民後見人は、家庭裁判所に対し、自主的に年2回の報告書を提出しています。この報告書の作成に
10 当たっては、市町や中核機関の職員によるサポートが行われており、また、作成された報告書は、専門職による記載内容のチェックや疑問点への応答が行われることで修正等がされた上で家庭裁判所へ提出されています。そのため、大阪府下の市民後見人が提出する報告書は、おおよそ不備のない内容の
15 ものとなっています。三つ目は、専門相談です。大阪府下の市民後見人に対しては、三士会が定期的に又は随時相談に応じるという体制が整えられており、専門職との連携が図られています。

(4) まとめ

以上のおり、大阪府下における市民後見人は、地域福祉の担い手になって
20 もらうという高い理念の下で、行政や専門職からの手厚い支援を受けて活動をしています。大阪府下における市民後見人受任の特徴として、市民後見人は一人で後見事件を受任することとされており、専門職を監督人に付けることはしていません。これは、独力で責任感を感じてもらいながら後見事務を行ってもら
らうことで、市民後見人にやりがいを感じてもらって誇りを持ってもらおうと
25 いう配慮からのものですが、裏を返せば、家庭裁判所において、市民後見人とそれを支える制度を全面的に信頼することができているということの現れでも

あります。このような信頼の下で、大阪府下の市民後見人は、地域における市民目線による助け合いというところに軸足を置いた活動をしており、少なくとも週1回程度の本人（成年被後見人）との面談を通して直接に本人¹⁵の状況を把握し、これに基づき生活支援を中心とした後見事務を担っています。こうした市民後見人の活動は、本人からすると、話し相手ができ、訪問してくれる人ができた、さらには、独りでないことを周囲の人に示すことができたといった点において、その生活の大きな張り合いになっているのです¹⁶。

3 おわりに（続・市民後見人へのリレーのすゝめ）

後見センターでは令和6年4月からリレー検討書面の作成・提出を求める運用を始めていますが、専門職後見人から市民後見人へのリレーが実現した事案は、まだまだ少ないのが実情です。このような運用は、専門職が課題を解決し終えることで「市民後見人がふさわしい事案」となるものが多いのではないかと、の発想から始められたものですが、この「市民後見人がふさわしい事案」について、後見センターと専門職の皆様との間で認識共有を図りたいと考え、今回は、大阪府下における市民後見人の養成や活動の実際についてご紹介しました。

市民後見人へのリレーが行われない理由として、単に安定した報酬の確保や引継事務の煩雑さ¹⁷への忌避があるなどといったものでないことは承知してお

¹⁵ 成年被後見人を「本人」という。

¹⁶ なお、市民後見人が選任されるのは、親族がいないか、いても本人との関わりが少ないような事案であり、本人と親族が同居しているような場合には市民後見人が選任されることはない。この点、別紙のリレー検討書面には「親族間の紛争がない」との項目があることから誤解をしている例がみられるが、親族間に対立がなくても本人との関わりが少なくない親族がいる場合、その親族との調整に労力を要し、本来の本人支援の職務に専念できない事態に陥るおそれがあることから、市民後見人は選任されないで留意されたい（井上計雄「市民後見人の養成・支援における課題と考え方」（実践成年後見42号33頁））。

¹⁷ 引継事務に煩雑な面があることは否定し得ないものの、専門職後見人として

りますが、時として、「市民後見人がふさわしい事案」なのかもしれないが、
せつかく時間をかけて築き上げた本人との信頼関係をそのまま維持したいとの
声も聞かれるところです。もとより、信頼関係構築のために時間と労力を惜し
まなかったその活動については頭が下がる思いであり、これを否定するつもり
5 は毛頭ありませんが、これまでに述べた大阪府下における市民後見人の養成や
活動の実際とその理念を踏まえたと、市民後見人へのリレーを行わないこと
が現状に甘んじ、本人にとってより張り合いのある生活ができる機会を奪って
いることになりはしないかといったことについても改めて考えるべきではない
かと思われます。専門職後見人が週1回程度の頻度で十分な時間をとっての本
10 人との面談を行うことは困難と思われますが、市民後見人へのリレーがされれ
ば、その実現を期待することができます。市民後見人へのリレーの検討は、課
題がなくなった事案を下請けに出すとの発想に基づくものでは決してなく、市
民後見人のきめ細やかな対応によって本人の生活が向上するとの発想に基づい
たものです。こうした観点からの検討の結果として市民後見人へのリレーが数
15 多く実現していくことで、初めて「地域住民が、誰もが住み慣れた地域で安心
して暮らし続けることができることを目的とした、地域福祉の担い手となる」
という市民後見人の理念は実を結ぶこととなります。専門職後見人の皆様にお
かれては、以上のような観点から「市民後見人がふさわしい事案」を的確に把
握することで、市民後見人へのリレーの実現を積極的に推進していただきたい
20 とおもいます。

以 上

は、事件を引き継いだ市民後見人が苦慮するようなことのないよう配慮することが
期待されるから、実際に市民後見人への引継ぎを行う場面では、専門職団体や中核
機関等からの指示についても留意されたい。

【成年被後見人 (本人) 氏名: _____】

市民後見人へのリレーについて (専門職後見人へのお尋ね)

1 以下の項目について、後見人から見て当てはまるものには☑を付してください (すべてに該当する事案は、市民後見人へのリレーを検討できる可能性があります。)

- 虐待や権利侵害、親族間の係争がない。
- 現在の居所 (近い将来転居が決まっている場合はその予定地) が大阪府内市民後見人支援活動事業実施市町村である。
- 本人に自虐や他害の行為がない。
- 預貯金が1,200万円未満である。
- 本人と何らかの形でコミュニケーションを図ることができる。
- 後見事務費 (交通費・通信費・事務費) を預貯金から支弁可能である (約月3,000円)。

2 市民後見人受任上の問題・課題について (※1に全てチェックが入った場合のみ検討してください。)

○財産管理の課題

- 預貯金以外に管理すべき財産がある。
⇒ 市民後見人で対応することが可能である。
- 不動産の処分、相続、遺産分割や債務整理などの対応を要する。
⇒ 弁護士等に当該事務を委任して対応することが可能である (費用が支弁できる。)

○身上保護の課題

- 本人の対応が困難である。
⇒ 本人対応が困難ではあるが、支援者等の協力が得られるため、市民後見人で対応することが可能である。

3 市民後見人受任可能性についての意見

- 現時点で市民後見人へのリレーについて検討可能であると思われる。
⇒ リレーに関する「意見書」を各会に提出する予定である。
 現時点でリレーに関する「意見書」提出の予定はないが、今後、支援者や親族への説明等、関係機関との調整後提出する予定である。

★リレーについて検討可能と判断した場合は、所属の専門職団体に報告し、その後の手続について相談してください。

以下の課題が解決すれば、市民後見人へのリレーを検討することが可能であると思われる。

- ⇒ 課題の内容 (_____)
解決見込時期 (_____ 年 _____ 月頃)
 不明

将来的にも市民後見人へのリレーは困難であると思われる。

- リレーが困難な理由 ⇒ 上記1の項目に該当しないものがあるため
 その他 (_____)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

成年後見人

印

◎小窓 連絡票を使用した裁判所への相談・報告について

後見等事務における相談・報告については、窓口や電話ではなく、連絡票により行う運用に御協力いただいているところですが、近時、緊急を要しない電話連絡や、毎年の定期報告の機会に結果を御報告いただくことで足りる内容の連絡票が多く見受けられますので、後見人等の随時の報告の御負担を軽減するためにも、裁判所への相談や報告が必要な場面について改めてお知らせします。

裁判所への相談や報告が必要な場面については、大阪家庭裁判所のウェブサイトに掲載の「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック(令和8年2月版)」(随時更新)の「後見人等Q&A」Q17に整理しており、これを基に裁判所への相談・報告の要否を検討していただきますようお願いします。当該ハンドブックの整理によれば、報告の場面では、例えば、事前に相談済みの遺産分割や高額物品の購入に関する結果報告は不要であり、毎年の定期報告の機会に御報告いただくことで問題ありません。また、入所先施設の変更を検討しているといった未定事項の報告も不要な報告と整理できます。

後見人等には後見等事務を行うに当たって幅広い裁量が与えられています。裁判所が後見人等からの相談に具体的な指示等をするのは、後見人等が行おうとすることが、被後見人等の利益に反するおそれがあるなど、裁量の逸脱・濫用があると判断した場合に限られます。このことは先に触れたハンドブックにも記載してあります。このような視点も、連絡票による相談や報告が必要かどうかを検討していただく際には重要です。

念のため裁判所に報告しておきたいという気持ちもあるかと存じますが、御理解いただき、引き続き連絡票の運用に御協力いただきますようお願いいたします。